

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク定期報告書作成支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル方式の目的

この要領は、屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク定期報告書作成支援業務を委託するにあたり、広く募集し、最も的確と判断される受託者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク定期報告書作成支援業務

(2) 業務内容

別紙「屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク定期報告書作成支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

(4) 委託料上限 (提案上限額)

金7,100,000円以内とする。(消費税及び地方消費税額を含む)

※なお、この金額を超える提案は失格とする。

3 提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) ユネスコエコパーク、世界自然遺産についての確かな知識を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをなされていない者であること
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (9) 次に該当しない者
 - ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 参加申込

本案件に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	提案競技参加申込書（様式1）・・・1部
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の8時30分から17時15分まで）
提出期限	令和7年5月22日（木）17時00分 必着
提出先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係（自然環境）宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
その他	提案競技参加申込書を提出していない事業者については、本案件に参加することはできません。

5 質問書の提出

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

項目	内容
提出書類	提案競技質問書（様式2）
提出方法	次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。 （1）件名 プロポーザル質問書 （2）提案競技質問書（様式2）を添付 （3）送信先 sizen@town.yakushima.kagoshima.jp
提出期限	令和7年5月27日（火）12時00分まで
回答方法	後日、すべての参加申込者に対しメールにて回答します。（ただし、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除きます。）

6 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、仕様書の内容に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

項目	内容
提出書類 及び部数	<p>(1) 提案書</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p> <p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p> <p>【特記事項】 ※ア、イともに様式任意、A4横サイズ、両面印刷、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。<u>なお、提案書については6ページ以内で作成してください。</u> ※提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。 ※提案書の表紙は、あて名「屋久島町」、標題「屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク定期報告書作成支援業務」及び「提出年月日」を記載してください。 ※実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。</p> <p>(2) 同種又は類似業務の実績調書（様式3）</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p> <p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p> <p>【特記事項】 ※<u>同種又は類似業務とは、世界自然遺産または、ユネスコエコパーク（いずれも屋久島に関するものに限る）に関する計画等の作成業務のことを指します。</u> ※実績がない場合は、提出は不要です。</p> <p>(3) 見積書（本業務期間内に要する経費）（様式4）</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p>

	<p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p> <p>【特記事項】 ※見積額は、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。 ※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。 ※経費の内訳（単価・人数・回数等を記載）を任意様式で添付してください。</p> <p>(4) 添付書類（各1部） ア 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可） イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 ウ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明 ※屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明 エ 法人登記簿（現在事項全部証明書）</p> <p>※添付書類については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要。</p>
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の8時30分から17時15分まで）
提出期限	令和7年6月6日（金）17時00分
提出先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
留意事項	<p>(1) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。</p> <p>(2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。</p> <p>(3) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。</p>

7 受託候補者選考の概要

(1) 選考会

屋久島町が設置する選考委員会において、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断します。

(2) 審査

審査はプレゼンテーション（オンライン可）等対面で行わず、書類のみで優劣を審査します。

(3) 選定除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者に電子メールにて通知します。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

8 提出書類の取り扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。

(4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

10 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務契約手続きのための協議を行います。

11 その他留意事項

(1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。

(2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。

(3) 選考委員会に関する全ての内容は、一切公開しません。

(4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。

(5) この委託で作成された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

12 スケジュール

内 容	期 日
(1) 募集開始	令和7年5月13日(火)
(2) 参加申込の提出期限	令和7年5月22日(木) 17時まで
(3) 質問書の提出期限	令和7年5月27日(火) 12時まで
(4) 質問に対する回答	令和7年5月29日(木)
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年6月6日(金) 17時まで
(6) 受託候補者選考	令和7年6月上旬
(7) 受託候補者決定	令和7年6月上旬
(8) 契約締結	令和7年6月中旬

13 お問い合わせ・書類送付先

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係(担当:佐々)

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号:0997-43-5900(内線233) mail:shizen@town.yakushima.kagoshima.jp